

主 本庄地区保護司会だより



本庄地区保護司会(旧本庄市・上里町)

本庄市マスコット
はにぽん こぶぎっちゃん

【県外研修】

令和4年11月30日に、当地区保護司15名にて東京地方裁判所へ行き、裁判を傍聴してまいりました。日頃、対象者と接する中でも、言及されることの多い裁判の様子を直接見学し、裁判官を始めとする司法関係者同士のやり取りを間近で拝見することができ、とても参考になりました。傍聴を終えた後は、近隣にある国立科学博物館を見学し、帰着となりました。



国立科学博物館

本庄地区保護司会の皆様には、平素より更生保護の諸活動に多大な御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、本紙の発行が再開されるところで、この紙面が関係者相互の情報共有にとどまらず、広く地域社会に向けた情報発信の場となることを期待します。

さて、新型コロナウイルス感染症の問題が長期化し、厳しい状況が続いているが、令和4年度は、成年年齢の引下げに伴う少年法等の改正により、18歳・19歳の者を「特定少年」として扱う新たな枠組みの保護観察が開始されました。また、引き続き、保護司適任者の安定的確保への継続的な取組が求められていますし、更生保護活動のデジタル化や、社会全体の課題である満期出所者等に対する社会復帰支援の充実等についても少しずつ歩を進めていかなければなりません。

本号では初心に戻り、当会の自己紹介や「保護司」の概要について、読者の皆様へ御紹介させていただきます。今後は、本誌を定期的に刊行し、当会のことや「更生保護」活動について周知啓発に努めてまいりますので、今後も本庄地区保護司会をご覧よろしくお願い申し上げます。

結びに皆様の御健康と御多幸を御祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

課題山積ですが、犯罪や非行の防止と「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

さいたま保護観察所
所長 小林 孝幸本庄地区保護司会
会長 境野 政紀

保護司会だよりによせて

本庄市長
埼玉県更生保護観察協会本庄支部長
古田 信解



この度は、保護司会だより第一号の発行、誠におめでとうございます。併せて、本庄地区保護司会の皆様におかれましては、日々の活動を通じて、感謝の意を申し上げます。

本市民庄市民への更生保護の推進及び啓発、青少年の非行防止に努めていただいておりますことに改めて

感謝の意を申し上げます。

本庄地区保護司会におかれましては、令和四年五月より新たに一名の保護司を迎えて入れられ、会員数が三十名になられたとのことでございます。昨今、他の地区においては、保護司の定員割れが相次いでいる中、本庄地区では定員数を上回る会員数で活動されてることは、本市の誇りであるとともに、ひとえに皆様の熱心な活動が結実されたものと敬服いたします。

本市につきましても、皆様と共に「社会を明るくする運動」を通じて、「すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くこと」を念頭に掲げ、引き続き各関連団体の皆様と共に、各種活動の実施と更生保護の推進並びに啓発に努めています。

結びにあたり、境野政紀会長をはじめ、本庄地区保護司会の皆様、そして、更生保護活動にご理解とご協力をいただいております多くの皆様のご健勝とご多幸をご祈念申し上げます。



上里町長
埼玉県更生保護観察協会本庄支部副支部長
山下 博一



このたび、本庄地区保護司会だよりの発行が再開されますことを、心よりお喜び申し上げます。また、

保護司会の皆様方には、日頃より犯罪・非行防止活動にひとかたならぬご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

近年、私たちを取り巻く社会環境が著しく変化し、犯罪や非行の問題もより深刻化しています。このような状況の中で、罪を犯した人たちの社会復帰への支援、さらには犯罪を生まない地域づくりをはじめとした保護司会の皆様の活動は、地域についてより一層不可欠なものであると認識しております。

本町では、「ひと・まち・自然が共に輝く」ハーモニータウン「かみさと」を掲げ、選ばれるまちの実現を目指しており、誰もが安心して暮らせるまちづくりに注力してまいりました。そのためにも、どうか引き続き町政へのご理解とご協力を願い申し上げます。

結びに、貴会のますますの発展と皆様のご活躍をご祈念申し上げまして、お祝いのご挨拶といたします。



第72回「社会を明るくする運動」

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」とは、「犯罪の防止と、罪を犯した人、非行に走った人の立ち直りの支援について、正しい理解を深めるため、更生保護について周知啓発を図る運動」の総称です。

本庄市では、令和4年7月23日(土)に、児玉文化会館セルディのホールにて、第72回「社会を明るくする運動」本庄市推進委員会が開催されました。この会議では、年間の活動報告と今後の予定等について報告があり、その後は、駿河台大学心理学部の川邊 譲(かわべ ゆずる)教授による「成年年齢の引き下げと青少年の健全育成」というテーマで講演会が行われました。講演は最初に、今年の改正少年法の成立により、今後「18・19歳の青少年」は「特定少年」という区分となり、一部の刑事訴訟手続きにおいては、成人と同様となることの説明を受けました。そして、本制度の成立により生じる課題や懸念点に関する点も御教示いただき、更生保護に携わる者については、大変有意義な講演となりました。現在、本庄市では、コロナ禍を勘案し、「社会を明るくする運動」に関するキヤンペーン活動を自粛しているが、再開の折に、街中で見かけられましたら、是非、立ち寄ってみてください。



講演会の様子



「保護司」と「更生保護」について

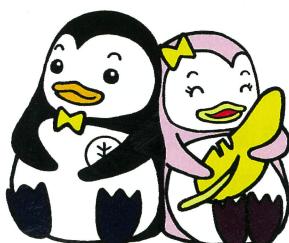
保護司ってどんな仕事？

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。

保護司は、民間人としての柔軟性と、地域の実情に通じているという特性を活かし、「保護観察官（※1）」と協働して「保護観察（※2）」にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。保護司は会社員や経営者、主婦といったさまざまな職種の方が務めており、それぞれが、自身の分野や経験を保護司の業務に活用しています。なお、当「本庄地区保護司会」は旧本庄市・上里町を活動範囲とし、現在は、計30名の保護司が在籍しています。

※1 保護観察官：更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などにあたる国家公務員

※2 保護観察：犯罪や非行をした人に対し、更生を図る約束事を守るよう指導するほか、生活上・就労上の助言や援助を行い、その立ち直りを助ける活動



更生ペンギンのホゴちゃん
サラちゃん © 法務省

(上記以外の主な活動内容)

生活環境調整：

少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後、スムーズに社会復帰を果たせるよう、釈放後の帰任先の調査、引受人との話し合い、就職先の確保などを行い、必要な受け入れ態勢を整えるものです。

犯罪予防活動：

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、市役所や学校等の関係機関と連携して、犯罪予防活動を促進しています。

更生保護とは、「犯罪や非行をした人が罪を償つた後、社会の一員として再出発するのを導き、援助することでその立ち直りを助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐことで地域社会の安心と安全を守る仕組み」のことです。2021年度時の統計調査によると、国内で発生した犯罪の内、約49%が再犯者によるものだったとの報告が挙がっています。罪を犯してしまった人を再び犯罪者に戻さない工夫や努力は今後さらに求められることとなります。

「更生保護」には保護観察官や保護司だけでなく、地域社会の理解と協力が不可欠です。そこで、当地区の保護司は「埼玉県更生保護観察協会本庄支部」や「社会を明るくする運動」にも加わり、地域社会に向け、更生保護の重要性を日々啓発に努めています。

更生保護ってなに？

更生保護の推進に御協力をお願いします！

理解を深め、見守る



SNSをフォロー・拡散する



寄付で応援する



イベントへ参加する



等々…

